

城東台学区敬老会実行委員会運営規則

(本会の名称)

第1条 本会の名称は城東台学区敬老会実行委員会（以下本会と呼ぶ）とする。

(構成)

第2条 本会は、城東台連合町内会役員会の呼びかけにより、毎年、町内会役員、町内団体推薦者、その他有志により構成される。

2 構成員は20名程度とする。

3 本会の構成員の他、当日の運営に関わる要員も構成員とみなす。

(任期)

第3条 本会の構成員の任期は、年度始めより、敬老会実施後のまとめの会議までとする。

(部会及び役割分担)

第4条 本会に企画の準備のために以下の職務及び部会を設ける。⑥以外の役割は兼務できるものとする。

① 実行委員長 1名

② 副実行委員長 1名

③ 企画部 若干名（実行委員会で年度ごとに決め、企画案を検討する）

④ 事務局 若干名（実行委員会で年度ごとに決め、事務作業に当たる）

⑤ 会計係 1名

⑥ 会計監査 2名

(開催当日の各種の係)

第5条 構成員は企画に基づき当日の各種の係を分担してその役割を担う。

2 各種の係は実行委員会において互選で決める。

3 企画によって、実行委員のみでは足りない係が出来た場合、実行委員会は町内に呼びかけて参加を募ることができる。

(広報)

第6条 本会の事業についてはその趣旨及び企画内容を年度ごとに町内に広報し、町内全体でその内容について共有されるようにつとめる。

(会計)

第7条 本会の企画実施に必要な資金は連合町内会拠出金及び岡山市の敬老会補助金及びその他本事業への協賛金（寄付金）を持って賄う。

2 事業終了後は会計係が決算を行い、会計監査を受けたものを連合町内会役員会に報告する。

3 本会の会計期間は、1月1日より12月31日とする。

(規則の発行・改廃)

第8条 本運営規則は城東台連合町内会役員会の決定で発行する。

2 本運営規則の改廃は城東台学区連合町内会役員会において行う。

(付則)

本運営規則は平成22年6月13日城東台学区連合町内会役員会で決定し発行した。

平成22年11月14日第7条を修正した。（報告相手と会計期間修正）